

団体年金保険一般勘定の商品改定について ～毎年6年保証タイプ「プレミア6」へのリニューアル～

Premier6

日本生命保険相互会社（社長：清水博、以下「当社」）は、2026年4月1日から団体年金保険一般勘定（以下「GA」）※の商品内容を以下のとおり改定します。

※対象商品は、確定給付企業年金保険、ニッセイ一般勘定プラス（確定給付企業年金保険一般勘定特約（2022））、厚生年金基金保険（H14）、新企業年金保険（H14）となります。

当社グループは、「期待を超える安心を、より多くのお客様へ。」を中期経営計画のテーマに掲げ、さまざまな安心を提供する“安心の多面体”としての企業グループを目指しています。今回の商品改定により、お客様の年金制度運営にこれまで以上に長期安定的に貢献することを通じて、国民の資産形成に寄与してまいります。

■商品改定の背景・コンセプト

- GAは、利率が保証されている生命保険会社ならではの独自商品であり、従前より、企業年金のお客様のコア資産の一つとして、長期安定的に年金運用を下支えしてまいりました。
- 従業員の退職金制度を担う企業年金の重要性は、人的資本経営の観点から年々高まっており、また、政府が「成長と分配の好循環」の実現を目指す中、アセットオーナーである企業年金からの運用機関や運用商品に対する期待もこれまで以上に大きくなっています。
- こうした中、当社は、企業年金のお客様のニーズにお応えすべく、2002年の現行商品発売から24年間で初めて商品スキーム改定を実施します。上乗せ利率（有期の予定利率）を新設し、GA商品の予定利率を有期で引き上げ、予見可能な将来利回りを高めます。（ニッセイ一般勘定プラスの場合 0.50% → 2026～2028年度：1.45%、2029～2031年度：1.25%）
- この改定により、業界初^{※1}となる上乗せ利率の毎年6年保証^{※2}を実現し、愛称を「プレミア6」と名付け、企業年金のお客様により一層ご愛顧いただける商品としてまいります。

金利環境

- 日銀の金融政策等に伴う長期金利の上昇に伴い、一般勘定の運用利回り向上が期待されます。

※ 財務省「国債金利情報」における、各月末実績（2016年4月～2025年2月）を基に当社作成

団体年金一般勘定の特長

- 生命保険の特性を生かした利率保証があります。
- 予定利率に加え、安定的な配当支払いを実施します。

NEW 商品のリニューアル

毎年6年保証タイプ（愛称：プレミア6） Premier6

毎年6年保証は業界初

- 2026年4月に上乗せ利率を新設^{※1}します。
- 6年分の上乗せ利率を毎年設定・公表し、毎年6年保証^{※2}します。

アセットオーナー（企業年金）の声

- 長期安定的な年金運用のため利率保証型商品が望ましい
- 将来の利回り水準が見通せるような商品改定をしてほしい
- 受益者等への説明責任（見える化）の観点から、あらかじめの利率提示は魅力的
- 債券では、金利上昇局面における価格の下落が懸念される

従業員の皆様の声

- 自身で運用を行うのは不安なため、年金運用を確実に会社で行ってほしい

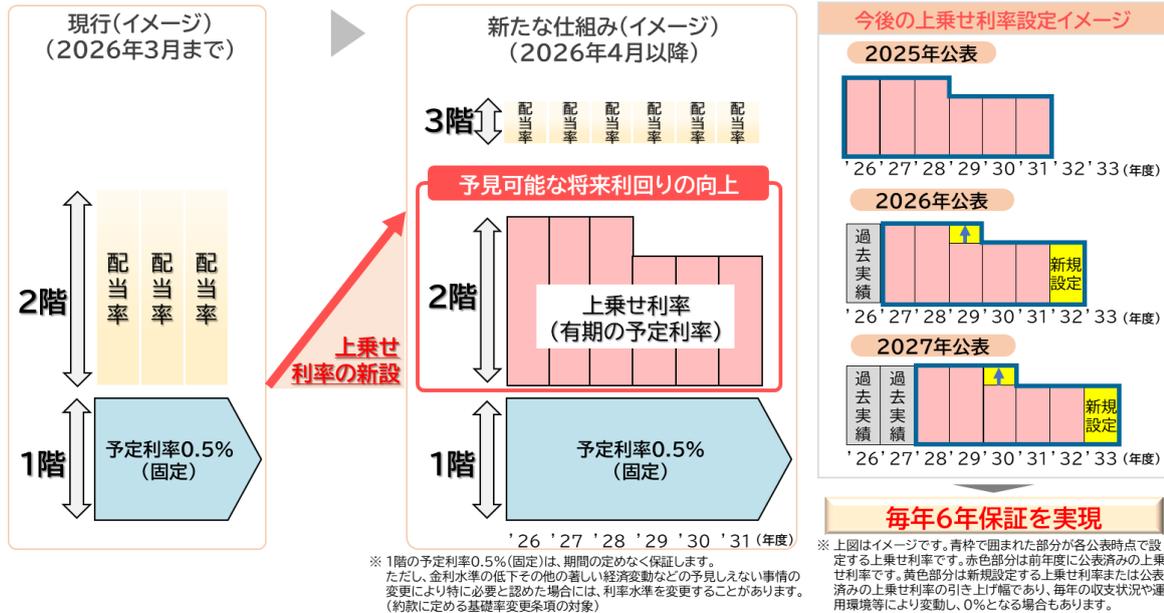
予見可能な将来利回りを向上させ、長期安定的な年金運用により一層貢献

※1 当社調べ（2025年2月時点）。
※2 収支状況や運用環境等が著しく悪化した場合、上乗せ利率を0%に設定する可能性があります。

■商品改定のポイント

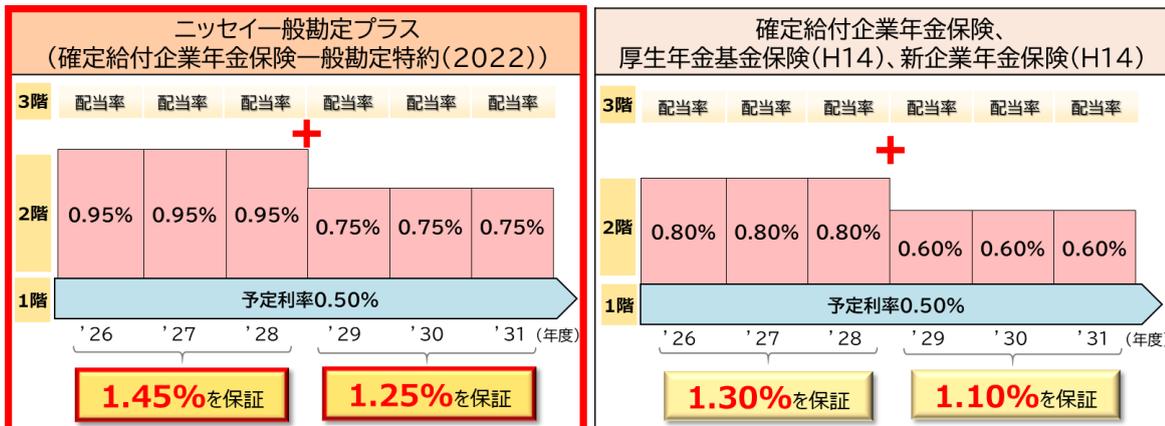
- 2026年4月1日以降、上乗せ利率（有期の予定利率）を新設し、3階建ての仕組みに変更します。
- 6年分の上乗せ利率（有期の予定利率）を毎年設定・公表することで、業界初となる毎年6年保証を実現します。
- 今回の商品改定に伴う変更は、既契約のお客様も含めて一律で自動的に適用されます。既契約のお客様による申込手続きは不要です。

<スキーム図>



予見可能な将来利回りが向上し、将来に向けた年金運用の見通しが立てやすくなりました

<上乗せ利率（有期の予定利率）の水準（2026～2031年度分）>



※確定給付企業年金制度向けの新規引受はニッセイ一般勘定プラス（確定給付企業年金保険一般勘定特約（2022））で承ります。

主な留意事項

- ・主に金利上昇局面において、年金資産を所定の払戻事由により引き出す場合、「払戻等控除」※を適用します。この場合、適用時の金利情勢によっては元本割れが生じるおそれがあります。
- ・手数料は、当社が引受ける年金資産のうち、各商品部分の元本平均残高に商品ごとに定められた手数料率（詳細は別紙参照）を乗じて得た金額とし、当該金額を毎年ご負担いただきます。消費税（地方消費税を含む）、制度管理手数料は別途かかります。
- ・金利水準の低下その他の著しい経済変動等、この契約の締結の際、予見し得ない事情の変更等により特に必要と認めた場合に、予定利率の水準および払戻等控除の計算方法等は、変更することがあります。

※年金資産を所定の払戻事由により引き出す場合に、所定の額を年金資産から控除する仕組みをいいます。

※当資料は、商品の概要を説明したものです。

※詳しいご検討にあたっては、「パンフレット」「定款・約款集」等を必ずご確認ください。

以 上

(別紙)確定給付企業年金保険(主契約(一般勘定)) 特にご注意いただきたい事項について

保険業法第300条の2により準用される金融商品取引法第37条の規定により、確定給付企業年金保険(主契約(一般勘定))に関する広告等を行う際に表示すべき事項を記載しています。

【Ⅰ. 損失(元本割れ)のリスク】

◆年金資産(責任準備金)を所定の払戻事由^(※1)により引出す場合、次の算式により計算した払戻等控除額を控除します。そのため、10年利付国債の応募者利回りが前60カ月(5年間^(※2))の平均値を上回る局面で年金資産(責任準備金)を引出す場合には、元本割れが生じるおそれがあります。

払戻等控除額＝主契約(一般勘定)からの責任準備金流出額^(※3) × 払戻等控除率
払戻等控除率＝ $(a-b) \times 5$ ^(※4)

- a: 払戻等控除基準日(以下、「基準日」といいます。)^(※5)の直前(基準日当日に入札が行われた場合は基準日)に入札された10年利付国債の応募者利回り
b: 基準日の属する月を含めて前60カ月(5年間^(※2))に入札された10年利付国債の応募者利回りの平均値(ただし、基準日の属する月に複数回の入札が行われた場合は、基準日の翌日以降に入札された10年利付国債を除きます。また、基準日の直前の入札が基準日の属する月の前月に行われた場合は、基準日の属する月の前月以前60カ月(5年間)に入札された10年利付国債の応募者利回りの平均値とします。)

(※1)所定の払戻事由における詳細は「確定給付企業年金保険およびニッセイ一般勘定プラス(GAプラス)のご案内」をご覧ください。

(※2)契約日(転換契約の場合は転換前契約の契約日。以下同じ。)からの期間が5年に満たない契約については、契約日の属する月から基準日の属する月までに入札された10年利付国債の応募者利回りの平均値とします。(ただし、基準日翌日以降に入札された10年利付国債を除きます。)

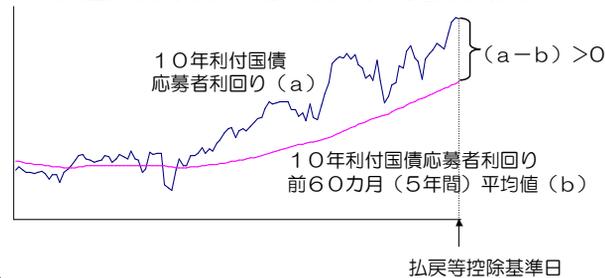
(※3)シェア変更に伴う他の受託機関への資産移管等の払戻のために主契約(一般勘定)の年金資産(責任準備金)を取崩す額のことをいいます。

(※4) $(a-b)$ がマイナスとなる場合には、払戻等控除率はゼロとなり、払戻等控除は適用されません。また、払戻等控除率は6.25%を上限とします。

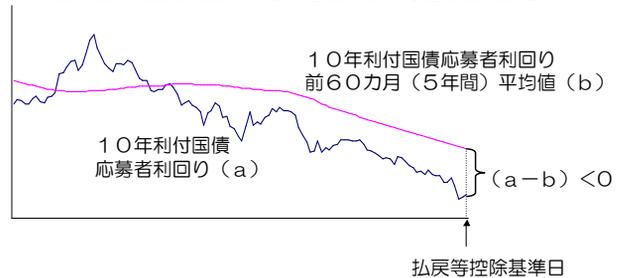
(※5)保険契約の解約、シェア変更、特別勘定特約への振替等の請求にかかる当社所定の必要書類が当社営業担当者に直接手交された日(郵送の場合は当社の指定する送付先への到達日)を基準日とします。

【払戻等控除適用のイメージ図】

<金利上昇局面の場合>→払戻等控除が概ね適用されます



<金利低下局面の場合>→払戻等控除は概ね適用されません



【Ⅱ. 手数料(付加保険料)に係る留意事項】

◆主契約(一般勘定)の手数料(付加保険料)は、当社が引受ける年金資産(責任準備金)のうち主契約(一般勘定)部分の元本平均残高(月始現在の元本残高の年度平均値)に応じて計算し、ランクごとの元本平均残高に手数料率(0.35%(上限)~0.12%(下限))を乗じて得た金額の合計額を毎年ご負担いただきます。

※消費税(地方消費税を含む)は別途承ります。

◆制度管理業務に関する手数料(付加保険料)等については、「確定給付企業年金保険およびニッセイ一般勘定プラス(GAプラス)のご案内」をご覧ください。

【Ⅲ. その他留意事項】

◆次の場合には主契約(一般勘定)の予定利率の水準および払戻等控除の計算方法等を変更することがあります。

—金利水準の低下その他の著しい経済変動など、この契約の締結の際、予見し得ない事情の変更により特に必要と認めた場合

—法令の改正により特に必要と認めた場合

ただし、主契約(一般勘定)および一般勘定特約(2022)の上乗せ利率(有期の予定利率)については、公表済みの利率を下回る変更は行いません。

◆当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。

◆保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

◆生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

◆保険契約者保護の措置の詳細については、「生命保険契約者保護機構」までお問合せください。

生命保険契約者保護機構: TEL 03-3286-2820 月曜日~金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前9時~正午、午後1時~午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp>

【Ⅳ. お申込みにあたって】

◆お申込みにあたっては、「確定給付企業年金保険およびニッセイ一般勘定プラス(GAプラス)のご案内」「定款・約款集」「準用金融商品取引法第37条の3にもとづく契約締結前交付書面」および「特に重要なお知らせ」等を必ずご覧ください。

(別紙)確定給付企業年金保険一般勘定特約(2022) 特にご注意いただきたい事項について

保険業法第300条の2により準用される金融商品取引法第37条の規定により、確定給付企業年金保険一般勘定特約(2022)に関する広告等を行う際に表示すべき事項を記載しています。

【I. 損失(元本割れ)のリスク】

◆年金資産(責任準備金)を所定の払戻事由^(※1)により引出す(主契約(一般勘定)に充当する)場合、次の算式により計算した払戻等控除額を控除します。そのため、20年利付国債の応募者利回りが前120ヵ月(10年間^(※2))の平均値を上回る局面で年金資産(責任準備金)を引出す(主契約(一般勘定)に充当する)場合には、元本割れが生じるおそれがあります。

払戻等控除額＝一般勘定特約(2022)からの責任準備金流出額^(※3)×払戻等控除率

払戻等控除率＝ $(a-b) \times 10\%$ ^(※4)

a: 払戻等控除基準日(以下、「基準日」といいます。)^(※5)の直前(基準日当日に入札が行われた場合は基準日)に入札された20年利付国債の応募者利回り

b: 基準日の属する月を含めて前120ヵ月(10年間^(※2))に入札された20年利付国債の応募者利回りの平均値(ただし、基準日の属する月に複数回の入札が行われた場合は、基準日の翌日以降に入札された20年利付国債を除きます。また、基準日の直前の入札が基準日の属する月の前月に行われた場合は、基準日の属する月の前月以前120ヵ月(10年間)に入札された20年利付国債の応募者利回りの平均値とします。)

※2026年4月以降、主契約(一般勘定)から一般勘定特約(2022)への充当時に払戻等控除を適用しない新取扱を追加し、充当ごとに従来の取扱と新取扱のいずれを適用するかご選択いただけます。(主契約(一般勘定)から一般勘定特約(2022)への充当時の払戻等控除率が0%の場合は、従来の取扱を選択いただけます。)ただし、最後に新取扱を適用して充当した後5年以内の場合、上記に基づき算出された一般勘定特約(2022)の払戻等控除率と、主契約(一般勘定)の基準日による一般勘定特約(2022)における基準日に読替えて算出する主契約(一般勘定)の払戻等控除率の大きい方の率を使用して払戻等控除額を計算します。

(※1)所定の払戻事由における詳細は「確定給付企業年金保険およびニッセイ一般勘定プラス(GAプラス)のご案内」をご覧ください。

(※2)一般勘定特約(2022)の契約日から期間が10年に満たない契約については、特約契約日の属する月から基準日の属する月までに入札された20年利付国債の応募者利回りの平均値とします。(ただし、基準日翌日以降に入札された20年利付国債を除きます。)

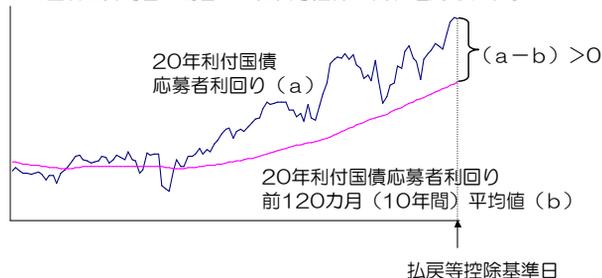
(※3)シェア変更に伴う他の受託機関への資産移管等の払戻のために一般勘定特約(2022)の年金資産(責任準備金)を取崩す額のことをいいます。

(※4) $(a-b)$ がマイナスとなる場合には、払戻等控除率はゼロとなり、払戻等控除は適用されません。また、払戻等控除率は10%を上限とします。

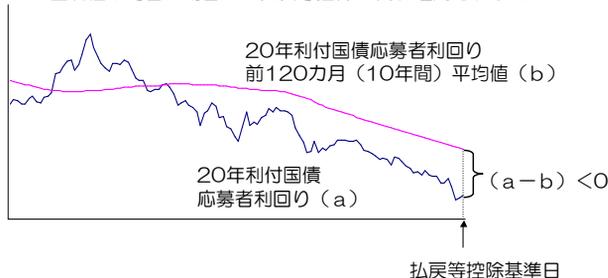
(※5)一般勘定特約(2022)の解約、シェア変更に伴う移管額の支払い、特別勘定特約への振り替え等の請求にかかる当社所定の必要書類が当社営業担当者に直接手交された日(郵送の場合は当社の指定する送付先への到達日)を基準日とします。

【払戻等控除適用のイメージ図】

<金利上昇局面の場合>→払戻等控除が概ね適用されます



<金利低下局面の場合>→払戻等控除は概ね適用されません



【II. 手数料(付加保険料)に係る留意事項】

◆一般勘定特約(2022)の手数料(付加保険料)は、当社が引受ける年金資産(責任準備金)のうち一般勘定特約(2022)部分の元本平均残高(月始現在の元本残高の年度平均値)に手数料率0.20%を乗じて得た金額とし、当該金額を毎年ご負担いただきます。
※消費税(地方消費税を含む)は別途承ります。

◆一般勘定特約(2022)の手数料(付加保険料)には、主契約(一般勘定)の手数料(付加保険料等)は含まれていません。

◆制度管理業務に関する手数料(付加保険料)等については、「確定給付企業年金保険およびニッセイ一般勘定プラス(GAプラス)のご案内」をご覧ください。

【III. その他留意事項】

◆次の場合には主契約(一般勘定)の予定利率の水準および払戻等控除の計算方法、一般勘定特約(2022)の予定利率の水準および払戻等控除の計算方法を変更することがあります。

－金利水準の低下その他の著しい経済変動など、この契約の締結の際、予見し得ない事情の変更により特に必要と認めた場合

－法令の改正により特に必要と認めた場合

ただし、主契約(一般勘定)および一般勘定特約(2022)の上乗せ利率(有期の予定利率)については、公表済みの利率を下回る変更は行いません。

◆当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。

◆保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

◆生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

◆保険契約者保護の措置の詳細については、「生命保険契約者保護機構」までお問合せください。

生命保険契約者保護機構: TEL 03-3286-2820 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp>

【IV. お申込みにあたって】

◆お申込みにあたっては、「確定給付企業年金保険およびニッセイ一般勘定プラス(GAプラス)のご案内」「定款・約款集」「準用金融商品取引法第37条の3にもとづく契約締結前交付書面」および「特に重要なお知らせ」等を必ずご覧ください。

(別紙)厚生年金基金保険(H14) 特にご注意いただきたい事項について

保険業法第300条の2により準用される金融商品取引法第37条の規定により、厚生年金基金保険(H14)に関する広告等を行う際に表示すべき事項を記載しています。

【Ⅰ. 損失(元本割れ)のリスク】

◆年金資産(責任準備金)を所定の払戻事由^(※1)により引出す場合、次の算式により計算した払戻等控除額を控除します。そのため、10年利付国債の応募者利回りが前60カ月(5年間^(※2))の平均値を上回る局面で年金資産(責任準備金)を引出す場合には、元本割れが生じるおそれがあります。

払戻等控除額 = 主契約(一般勘定)からの責任準備金流出額^(※3) × 払戻等控除率

払戻等控除率 = (a - b) × 5^(※4)

a: 払戻等控除基準日(以下、「基準日」といいます。)^(※5)の直前(基準日当日に入札が行われた場合は基準日)に入札された10年利付国債の応募者利回り

b: 基準日の属する月を含めて前60カ月(5年間^(※2))に入札された10年利付国債の応募者利回りの平均値(ただし、基準日の属する月に複数回の入札が行われた場合は、基準日の翌日以降に入札された10年利付国債を除きます。また、基準日の直前の入札が基準日の属する月の前月に行われた場合は、基準日の属する月の前月以前60カ月(5年間)に入札された10年利付国債の応募者利回りの平均値とします。)

(※1)所定の払戻事由における詳細は「厚生年金基金保険(H14)のご案内」をご覧ください。

(※2)契約日(転換契約の場合は転換前契約の契約日、保険種類変更契約の場合は変更前契約の契約日。以下同じ。)からの期間が5年に満たない契約については、契約日の属する月から基準日の属する月までに入札された10年利付国債の応募者利回りの平均値とします。(ただし、基準日翌日以降に入札された10年利付国債を除きます。)

(※3)シェア変更に伴う他の受託機関への資産移管等の払戻のために主契約(一般勘定)の年金資産(責任準備金)を取崩す額のことをいいます。

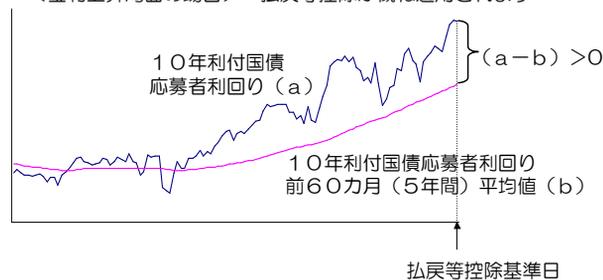
なお、ご契約者がお受取りになる金額は、主契約(一般勘定)からの責任準備金流出額から払戻等控除額を差引いた金額となります。

(※4)(a-b)がマイナスとなる場合には、払戻等控除率はゼロとなり、払戻等控除は適用されません。また、払戻等控除率は6.25%を上限とします。

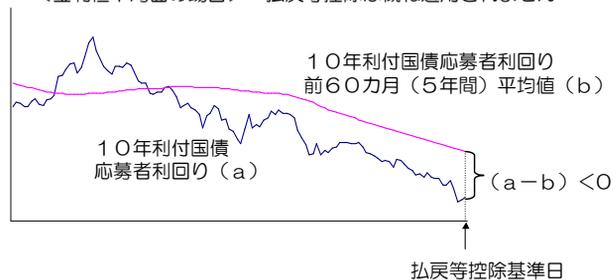
(※5)保険契約の解約、シェア変更、特別勘定特約への振替等の請求にかかる当社所定の必要書類が当社営業担当者に直接手交された日(郵送の場合は当社の指定する送付先への到達日)を基準日とします。

【払戻等控除適用のイメージ図】

<金利上昇局面の場合>→払戻等控除が概ね適用されます



<金利低下局面の場合>→払戻等控除は概ね適用されません



【Ⅱ. 手数料(付加保険料)に係る留意事項】

◆主契約(一般勘定)の手数料(付加保険料)は、当社が引受ける年金資産(責任準備金)のうち主契約(一般勘定)部分の元本平均残高(月始現在の元本残高の年度平均値)に応じて計算し、ランクごとの元本平均残高に手数料率(0.35%(上限)~0.12%(下限))を乗じて得た金額の合計額を毎年ご負担いただきます。

※消費税(地方消費税を含む)は別途承ります。

◆総幹事業務委託費等については、「厚生年金基金保険(H14)のご案内」をご覧ください。

【Ⅲ. その他留意事項】

◆次の場合には主契約(一般勘定)の予定利率の水準および払戻等控除の計算方法等を変更することがあります。

一金利水準の低下その他の著しい経済変動など、この契約の締結の際、予見し得ない事情の変更により特に必要と認めた場合

一法令の改正により特に必要と認めた場合

ただし、主契約(一般勘定)の上乗せ利率(有期の予定利率)については、公表済みの利率を下回る変更は行いません。

◆当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。

◆保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

◆生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

◆保険契約者保護の措置の詳細については、「生命保険契約者保護機構」までお問合せください。

生命保険契約者保護機構: TEL 03-3286-2820 月曜日~金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前9時~正午、午後1時~午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp>

【Ⅳ. お申込みにあたって】

◆お申込みにあたっては、「厚生年金基金保険(H14)のご案内」「定款・約款集」「準用金融商品取引法第37条の3にもとづく契約締結前交付書面」および「特に重要なお知らせ」等を必ずご覧ください。

(別紙)新企業年金保険(H14) 特にご注意いただきたい事項について

保険業法第300条の2により準用される金融商品取引法第37条の規定により、新企業年金保険(H14)に関する広告等を行う際に表示すべき事項を記載しています。

【Ⅰ. 損失(元本割れ)のリスク】

◆年金資産(責任準備金)を所定の払戻事由^(※1)により引出す場合、次の算式により計算した払戻等控除額を控除します。そのため、10年利付国債の応募者利回りが前60カ月(5年間^(※2))の平均値を上回る局面で年金資産(責任準備金)を引出す場合には、元本割れが生じるおそれがあります。

払戻等控除額 = 主契約(一般勘定)からの責任準備金流出額^(※3) × 払戻等控除率

払戻等控除率 = $(a - b) \times 5$ ^(※4)

a: 払戻等控除基準日(以下、「基準日」といいます。)^(※5)の直前(基準日当日に入札が行われた場合は基準日)に入札された10年利付国債の応募者利回り

b: 基準日の属する月を含めて前60カ月(5年間^(※2))に入札された10年利付国債の応募者利回りの平均値(ただし、基準日の属する月に複数回の入札が行われた場合は、基準日の翌日以降に入札された10年利付国債を除きます。また、基準日の直前の入札が基準日の属する月の前月に行われた場合は、基準日の属する月の前月以前60カ月(5年間)に入札された10年利付国債の応募者利回りの平均値とします。)

(※1)所定の払戻事由における詳細は「新企業年金保険(H14)のご案内」をご覧ください。

(※2)契約日(保険種類変更契約の場合は変更前契約の契約日。以下同じ。)からの期間が5年に満たない契約については、契約日の属する月から基準日の属する月までに入札された10年利付国債の応募者利回りの平均値とします。(ただし、基準日翌日以降に入札された10年利付国債を除きます。)

(※3)シェア変更に伴う他の受託機関への資産移管等の払戻のために主契約(一般勘定)の年金資産(責任準備金)を取崩す額のことをいいます。

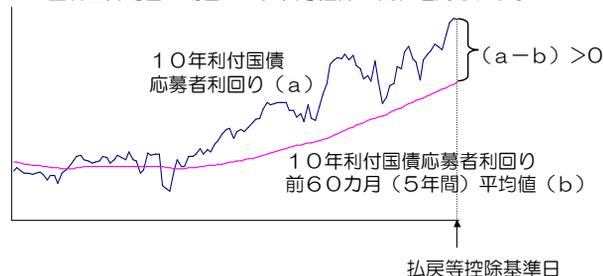
なお、ご契約者がお受取りになる金額は、主契約(一般勘定)からの責任準備金流出額から払戻等控除額を差引いた金額となります。

(※4) $(a - b)$ がマイナスとなる場合には、払戻等控除率はゼロとなり、払戻等控除は適用されません。また、払戻等控除率は6.25%を上限とします。

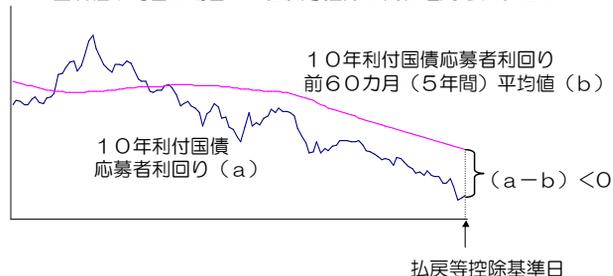
(※5)保険契約の解約、シェア変更、特別勘定特約への振替等の請求にかかる当社所定の必要書類が当社営業担当者に直接手交された日(郵送の場合は当社の指定する送付先への到達日)を基準日とします。

【払戻等控除適用のイメージ図】

<金利上昇局面の場合> → 払戻等控除が概ね適用されます



<金利低下局面の場合> → 払戻等控除は概ね適用されません



【Ⅱ. 手数料(付加保険料)に係る留意事項】

◆主契約(一般勘定)の手数料(付加保険料)は、当社が引受ける年金資産(責任準備金)のうち主契約(一般勘定)部分の元本平均残高(月始現在の元本残高の年度平均値)に応じて計算し、ランクごとの元本平均残高に手数料率(0.35%(上限)~0.12%(下限))を乗じて得た金額の合計額を毎年ご負担いただきます。

※消費税(地方消費税を含む)が課税される契約については、消費税(地方消費税を含む)を別途承ります。

◆制度管理業務に関する手数料(付加保険料)等については、「新企業年金保険(H14)のご案内」をご覧ください。

【Ⅲ. その他留意事項】

◆次の場合には主契約(一般勘定)の予定利率の水準および払戻等控除の計算方法等を変更することがあります。

一金利水準の低下その他の著しい経済変動など、この契約の締結の際、予見し得ない事情の変更により特に必要と認めた場合

一法令の改正により特に必要と認めた場合

ただし、主契約(一般勘定)の上乗せ利率(有期の予定利率)については、公表済みの利率を下回る変更は行いません。

◆当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。

◆保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

◆生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

◆保険契約者保護の措置の詳細については、「生命保険契約者保護機構」までお問合せください。

生命保険契約者保護機構: TEL 03-3286-2820 月曜日~金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前9時~正午、午後1時~午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp>

【Ⅳ. お申込みにあたって】

◆お申込みにあたっては、「新企業年金保険(H14)のご案内」「定款・約款集」「準用金融商品取引法第37条の3にもとづく契約締結前交付書面」および「特に重要なお知らせ」等を必ずご覧ください。